平成２１年（フ）第２９１１号
愛知県小牧市曙町51番地　ハイツ久郷401号
債務者　鈴木　建二
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１３６号
名古屋市昭和区桜山町１丁目２番地の２
債務者　桑原千鶴子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２６号
名古屋市緑区太子３丁目15番地　レオパレス21有松第２―207号
債務者　松中　千里
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７４号
愛知県津島市宇治町字小切40番地２　ナビシティ津島412号
債務者　加藤　通篤
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７号
大津市唐崎３丁目９番26号、住民票上の住所滋賀県東近江市建部下野町424番地３
債務者　福田喜代美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５５２号
神戸市長田区川西通５丁目５番地の２リバーウェスト五番街Ａ棟203号
債務者　宮武　洋文
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１７号
神戸市北区有野中町２丁目18番12―106号、従前の住所神戸市北区有野中町２丁目17番４号
債務者　村山針灸院こと　村山　政勝
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４５号
兵庫県宝塚市山本中２丁目４番11―207号
債務者　廣田　直子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２１号
兵庫県豊岡市妙楽寺113番地の８　河本アパート１－６
債務者　山下　徹也
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
鳥取県米子市米原３丁目10番17号105号
債務者　窪田　高代
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６４号
広島県尾道市美ノ郷町三成192番地３
債務者　渡部　高明
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
広島県尾道市美ノ郷町三成192番地３
債務者　渡部美枝子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
広島県世羅郡世羅町大字西上原1169番地２
債務者　在間　恒彦
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７２７号
愛媛県松山市西石井４丁目８番８号
債務者　谷口　愛子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２０号
佐賀県唐津市山田3115番地３
債務者　宅井　直美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１３０号
佐賀県唐津市菜畑1020番地、前住所佐賀県唐津市二タ子２丁目２番29号
債務者　島内かおり
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１３１号
佐賀県唐津市和多田大土井７番15号
債務者　福島　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部